第８期　箕面市高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画（素案）**【概要版】**

令和３年度(2021年度)～令和５年度(2023年度)

令和３年(2021年)１月

箕　面　市

### **１．計画の位置付け**

#### （１）法的位置付け

を一体的に策定（法定計画）

老人福祉法に規定する「老人福祉計画」

介護保険法に規定する「介護保険事業計画」

#### テキスト, 手紙  自動的に生成された説明

### **２．計画の期間**

本計画の期間は、令和３年度(2021年度)から令和５年度(2023年度)までとし、地域包括ケア整備の目標年次であり、団塊の世代全員が75歳以上となる令和７年度(2025年度)を見通した計画となっています。

計画期間



### **３．第８期の基本指針**

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。第８期計画における国の基本指針では、第７期計画での目標や具体的な施策をふまえ、次の７項目のとおり、2025年をめざした地域包括ケアシステムの整備及び現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

#### （１）2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年、更にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年に向けて、人口推計等からの介護需要をふまえ、第８期計画において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけ

#### （２）地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたり、その理念や考えかたをふまえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組を計画に位置づけ

#### （３）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

　　被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を送れるようにすることは、介護保険制度の重要な目的であり、そのため、次の事項に留意しながら、介護予防・健康づくりの取組を強化

○一般介護予防事業の推進に関する「ＰＤＣＡサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組として就労的活動等の環境整備

○総合事業の対象者や単価の弾力化

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進

○在宅医療・介護連携の推進にかかる、看取りや認知症への対応強化等

○要介護（要支援）者に対するリハビリテーションの目標等の設定

○ＰＤＣＡサイクルに沿った推進にかかる、データの利活用の推進・環境整備

#### （４）有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況の把握

#### ○サービス基盤の整備に当たり、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案

#### （５）認知症施策推進大綱等をふまえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱等をふまえ、「共生」（認知症になっても住みやすい社会を形成）と「予防」（発症や進行を遅らせる）を車の両輪とし、５つの柱に基づいて認知症施策を推進

①　普及啓発・本人発信支援

②　予防

③　医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

④　認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

⑤　研究開発・産業促進・国際展開

#### ○教育等他の分野とも連携して取組を推進

#### （６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

　　現状の介護人材不足に加え、2025年以降は現役世代の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となるため、介護人材確保の必要性を把握するとともに、次のことについて取組を強化

○介護現場における業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用、元気高齢者の参入による業務改善などの取組

○総合事業等の担い手確保に関する取組

○要介護認定を行う体制の計画的な整備に関する取組

#### ○文書負担軽減に向けた具体的な取組

#### （７）災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行をふまえ、これらへの備えとなる取組を推進

### **４．高齢者の状況**

#### （１）高齢者人口の見込み

実績

推計

※実績は住民基本台帳（各年度９月末）、推計は人口ビジョンⅡ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 | R22 |
| 箕面市（人） | 総人口 | 138,093 | 138,185 | 138,572 | 140,626 | 141,117 | 141,606 | 142,311 | 137,460 |
| 65歳以上 | 34,275 | 34,643 | 35,051 | 35,373 | 35,631 | 35,888 | 36,389 | 42,671 |
| 構成比 | 24.8％ | 25.1％ | 25.3％ | 25.2％ | 25.2％ | 25.3％ | 25.6％ | 31.0％ |
| 75歳以上 | 16,848 | 17,723 | 18,251 | 19,163 | 19,975 | 20,788 | 22,140 | 23,107 |
| 構成比 | 12.2％ | 12.8％ | 13.2％ | 13.6％ | 14.2％ | 14.7％ | 15.6％ | 16.8％ |
| 全国（千人） | 総人口 | 126,443 | 126,167 | 125,880 | 124,836 | 124,310 | 123,751 | 122,544 | 110,919 |
| 65歳以上 | 35,580 | 35,884 | 36,190 | 36,386 | 36,478 | 36,584 | 36,771 | 39,206 |
| 構成比 | 28.1％ | 28.4％ | 28.7％ | 29.1％ | 29.3％ | 29.6％ | 30.0％ | 35.3％ |
| 75歳以上 | 17,977 | 18,490 | 18,720 | 18,807 | 19,574 | 20,402 | 21,800 | 22,392 |
| 構成比 | 14.2％ | 14.7％ | 14.9％ | 15.1％ | 15.7％ | 16.5％ | 17.8％ | 20.2％ |

　　　※箕面市実績は住民基本台帳（各年度９月末）、箕面市推計は人口ビジョンⅡ

　　　※全国実績は総務省統計局「人口推計」（各年10月1日）※R2は概算値

全国推計は国立社会保障・人口問題研究所日本の将来人口推計（平成29年度推計）

### **５．計画の基本理念、基本目標、重点施策、施策・事業の内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本理念 | 基本目標 | 重点施策 | 施策・事業の内容 |
| ノーマライゼーション社会の実現 | いきいきとした暮らしの実現 | 支え合う暮らしの実現 | １．健康で生きがいのある暮らしの推進 | （１）健康づくりと生活習慣病予防の推進 |
| （２）自立支援、介護予防・重度化防止の推進 |
| （３）一般介護予防事業の推進 |
| （４）生きがい支援の充実、社会参加・参画の促進 |
| 安心な暮らしの実現 | ２．地域包括ケアシステムの推進 | （１）地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性 |
| （２）地域包括支援センターの機能・体制強化 |
| （３）総合事業の推進 |
| （４）生活支援体制整備の推進 |
| （５）在宅医療と介護の連携強化 |
| （６）権利擁護の推進 |
| ３．認知症高齢者支援策の充実 | （１）認知症予防と啓発の推進 |
| （２）認知症の早期発見・早期対応の推進 |
| （３）認知症高齢者の見守り・支援体制の強化 |
| ４．介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営 | （１）介護サービスの提供 |
| （２）介護サービスの基盤の充実と質の確保・向上 |
| （３）包括的な相談支援体制等の充実 |
| （４）介護保険事業の適正かつ円滑な運営 |
| ５．安全・安心のまちづくりの推進 | （１）福祉のまちづくりの推進 |
| （２）高齢者の住環境の整備 |
| （３）災害や感染症対策に係る高齢者支援体制の確立 |

### **６．第8期計画の重点施策**

重点施策１　健康で生きがいのある暮らしの推進

○　「保健事業と介護予防事業の一体的実施」による、身近で効果的な健康づくりの推進

○　介護予防・重度化防止の取組の継続と、状態像に応じたアプローチ及び健康意識や介護予防の関心の度合いに応じた段階的アプローチの推進

○　住民主体の介護予防活動の育成・支援の継続、ＰＤＣＡサイクルによる定期的な評価、改善

○　文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動などの生涯学習活動による生きがいづくり、交流・仲間づくりの支援及びボランティア活動や就労的活動の促進

重点施策２　地域包括ケアシステムの推進

○　地域での困りごとを我が事と受け止める意識の醸成、多様な住民による支え合う地域づくりをめざした地域包括ケアシステムの推進

○　基幹型、機能強化型、従来型の３つの機能を担う地域包括支援センターの体制・機能強化と、地域ケア会議を活用した地域課題の把握と地域づくり

○　生活支援コーディネーターによる高齢者の生活支援・介護予防サービス提供体制の充実

○　在宅医療コーディネート機能の充実による在宅医療と介護の連携強化、地域医療構想の影響で今後増加する介護サービスの市内提供体制の整備

○　高齢者の虐待防止策の推進、権利擁護を推進する各種制度の活用促進

重点施策３　認知症高齢者支援策の充実

○　認知症に関する正しい情報の普及啓発や健康教育、生活習慣病対策、認知症予防推進員の養成、認知症予防自主グループへの支援などによる認知症予防と啓発の推進

○　認知機能の低下サインへの気づきの促し、医療機関や地域包括支援センターへのつなぎ、認知症初期集中支援チームなどによる認知症の早期発見・早期対応の推進

○　ひとり歩き・行方不明対策、認知症サポーター等の養成、認知症のかたの交流場所の確保、家族介護支援などによる認知症高齢者の地域の見守り・支援体制の充実

重点施策４　介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営

○　高齢者一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスの提供、地域密着型サービスなどの介護サービス基盤の充実

○　介護サービス事業者への適切な指導・助言、事業者間の相互連携の支援、各種研修情報の提供等による介護サービスの質の向上、介護人材確保や業務効率化の取組の推進

○　関係機関との連携強化の推進、総合相談から適切な専門機関につなぐ相談体制の充実、利用者や事業者にとってわかりやすく迅速な情報提供

○　介護給付の適正化の推進、実績評価や改善・見直し等のＰＤＣＡサイクルの推進

重点施策５　安全・安心のまちづくりの推進

○　バリアフリー化や、ユニバーサルデザインに基づいた整備の推進、誰もが安全に安心して生活できる障壁のないまちづくりの推進

○　住宅改修等に関する相談・支援の充実、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの状況把握と適切なサービス利用等の促進

○　関係機関や庁内関係部署等との連携による、地域における防災や災害時支援、感染症対策の取組の推進

### **７．第8期介護保険料の考え方**

（１）第7期介護保険料　所得段階と収入額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険料段階 | 対　象　者 | 保険料率（基準額に対する割合） | 月額保険料（円） | 人数R2.4.1 |  |
| 世帯状況 | 本人の状況 | 構成比 |
| 第１段階 | 非課税世帯 | ・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 | 0.30 | 1,710 | 5,786人 | 16.7％ |
|  | 合計所得金額本人非課税課税対象年金収入額 | 80万円以下 |
| 第２段階 | 80万円超120万円以下 | 0.50 | 2,850 | 2,499人 | 7.2％ |
| 第３段階 | 120万円超合計所得金額＋ | 0.70 | 3,990 | 2,324人 | 6.7％ |
| 第４段階 | 課税世帯 | 80万円以下 | 0.85 | 4,845 | 4,694人 | 13.5％ |
| **第５段階【基準額】** | 80万円超  | **1.00** | 5,700 | 3,827人 | 11.0％ |
| 第６段階 | 本人課税 |  | 120万円未満 | 1.10 | 6,270 | 3,861人 | 11.1％ |
| 第７段階（国７段階A） | 120万円以上125万円以下 | 1.15 | 6,555 | 362人 | 1.0％ |
| 第８段階（国７段階B） | 125万円超200万円未満 | 1.24 | 7,068 | 4,874人 | 14.0％ |
| 第９段階（国８段階） | 200万円以上300万円未満 | 1.50 | 8,550 | 2,790人 | 8.0％ |
| 第10段階（国９段階A） | 300万円以上400万円未満 | 1.72 |  9,804 | 1,236人 | 3.6％ |
| 第11段階（国９段階B） | 400万円以上600万円未満 | 1.87 |  10,659 | 987人 | 2.8％ |
| 第12段階（国９段階C） | 600万円以上800万円未満 | 2.10 |  11,970 | 374人 | 1.1％ |
| 第13段階（国９段階D） | 800万円以上1,000万円未満 | 2.27 |  12,939 | 255人 | 0.7％ |
| 第14段階（国９段階E） | 1,000万円以上1,500万円未満 | 2.40 |  13,680 | 317人 | 0.9％ |
| 第15段階（国９段階F） | 1,500万円以上 | 2.50 |  14,250 | 534人 | 1.5％ |

（２）第８期介護保険料（基準額）の試算にあたっての前提

【介護保険料の求め方】

　**※割合などは第7期の数値**

箕面市で３年間に利用されるサービスの全費用

＝各種サービスの単価(介護報酬)

×１人あたりサービス利用量

×３年間の利用者数見込

第２号

被保険者

27％

第１号

被保険者

23％

調整

交付金５％

国

20％

府

12.5％

保険料負担

公費負担

箕面市の

介護保険料

負担額

÷３年間の第１号被保険者数

　≒　１人あたりの介護保険料(年間)

 ※一定以上の所得の人は、2割又は3割

利用者

 負担

 １割 （又は2割・3割）

←　　　　給付費　９割（又は８割・７割）　　→

市12.5％

国の調整交付金(5%)は、市の高齢者の割合や所得状況に応じて交付されます。７期の箕面市への交付は5%のうち約2%となっています。

【所得段階による第７期介護保険料の違い】



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所得段階区分 | 基準所得金額 | 保険料率 | 月額保険料 |
| 第１段階 | 本人非課税 | 0.3 | 1,710円 |
| 第２段階 | 〃 | 0.5 | 2,850円 |
| 第３段階 | 〃 | 0.7 | 3,990円 |
| 第４段階 | 〃 | 0.85 | 4,845円 |
| **第５段階** | 〃 | **1.0** | **5,700円** |
| 第６段階 | 120万円未満 | 1.1 | 6,270円 |
| 第７段階 | 125万円以下 | 1.15 | 6,555円 |
| 第8段階 | 200万円未満 | 1.24 | 7,068円 |
| 第9段階 | 300万円未満 | 1.5 | 8,550円 |
| 第10段階 | 400万円未満 | 1.72 | 9,804円 |
| 第11段階 | 600万円未満 | 1.87 | 10,659円 |
| 第12段階 | 800万円未満 | 2.1 | 11,970円 |
| 第13段階 | 1,000万円未満 | 2.27 | 12,939円 |
| 第14段階 | 1,500万円未満 | 2.4 | 13,680円 |
| 第15段階 | 1,500万円以上 | 2.5 | 14,250円 |

（３）現時点での第８期介護保険料（基準額）の試算結果

◆介護保険料の変動要因

１．認定者数の推計

今後の要支援・要介護認定者数を推計すると、認定者数は年々増加し、第8期

　　計画期間終了時の令和５年度（2023年度）には6,243人の見込み。

**※令和２年12月時点推計**

２．国の制度変更

①第１号被保険者の負担割合の変更【未定】

 ②国の基準所得金額の変更

・７段階と８段階を区分する基準所得金額　200万→210万

・８段階と９段階を区分する基準所得金額　300万→320万

③介護報酬の改定

④病床の機能分化・連携に伴い生じる在宅医療等の新たな必要量の対応

３．サービス利用量の見込み

第７期計画における実績をもとにサービス利用量を推計する場合、利用者数の増に

　伴ってサービス利用量が増加する。サービス利用量増加の多寡によって、介護保険料の負担額も変動する。

４．介護保険施設等の整備見込み

ニーズ増を受けて、第８期計画期間中に新しい施設を整備する場合、サービス利用量が増加する。整備する施設に応じて、介護保険料の負担額も変動する。

**試算**

**第８期介護保険料(基準額)　月額 5,700 ～ 6,000円**

※令和２年１２月時点での推計値です。今後更に精査し、決定します。